

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年11月27日

【会社名】 沢井製薬株式会社

【英訳名】 SAWAI PHARMACEUTICAL CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 澤井 光郎

【本店の所在の場所】 大阪市淀川区宮原五丁目 2 番30号

【電話番号】 06-6105-5711(代表)

【事務連絡者氏名】 上席執行役員 経営管理部長 末吉 一彦

【最寄りの連絡場所】 大阪市淀川区宮原五丁目 2 番30号

【電話番号】 06-6105-5711(代表)

【事務連絡者氏名】 上席執行役員 経営管理部長 末吉 一彦

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集（売出）金額】 一般募集 34,480,798,000円
オーバーアロットメントによる売出し 5,394,599,000円
(注) 1 募集金額は、発行価額の総額であり、平成29年11月17日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。
2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成29年11月17日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】

- 1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	6,000,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式。 単元株式数は100株であります。

(注) 1 平成29年11月27日(月)開催の取締役会決議によります。

2 上記発行数は、平成29年11月27日(月)開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数5,000,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数1,000,000株の合計であります。本有価証券届出書の対象とした募集(以下「一般募集」という。)のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

3 一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、900,000株を上限として、一般募集の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が当社株主(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

これに関連して、当社は平成29年11月27日(月)開催の取締役会において、一般募集とは別に、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式900,000株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資について」をご参照ください。

4 一般募集に関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照ください。

5 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

平成29年12月5日(火)から平成29年12月8日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における価額(発行価格)の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集	新株式発行	5,000,000株	28,733,999,000
	自己株式の処分	1,000,000株	5,746,799,000
計(総発行株式)	6,000,000株	34,480,798,000	14,366,999,500

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。なお、一般募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成29年11月17日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注) 1、2	未定 (注) 1	100株	自 平成29年12月11日(月) 至 平成29年12月12日(火) (注) 3	1株につき発行価格と同一の金額	平成29年12月15日(金) (注) 3

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成29年12月5日(火)から平成29年12月8日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(払込金額)であり、当社が引受人より1株当たりの新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として受取る金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は、前記「(1)募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「(1)募集の方法」に記載の一般募集における新株式発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.sawai.co.jp/ir/>) (以下「新聞等」という。)において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定します。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成29年12月4日(月)から平成29年12月8日(金)までとしておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成29年12月5日(火)から平成29年12月8日(金)までとしております。

したがって、

発行価格等決定日が平成29年12月5日(火)の場合、申込期間は「自 平成29年12月6日(水) 至 平成29年12月7日(木)」、払込期日は「平成29年12月12日(火)」

発行価格等決定日が平成29年12月6日(水)の場合、申込期間は「自 平成29年12月7日(木) 至 平成29年12月8日(金)」、払込期日は「平成29年12月13日(水)」

発行価格等決定日が平成29年12月7日(木)の場合、申込期間は「自 平成29年12月8日(金) 至 平成29年12月11日(月)」、払込期日は「平成29年12月14日(木)」

発行価格等決定日が平成29年12月8日(金)の場合、上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますので、ご注意ください。

- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金にそれぞれ振替充当します。

- 6 申込証拠金には、利息をつけません。
7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがいまして、

発行価格等決定日が平成29年12月5日(火)の場合、受渡期日は「平成29年12月13日(水)」

発行価格等決定日が平成29年12月6日(水)の場合、受渡期日は「平成29年12月14日(木)」

発行価格等決定日が平成29年12月7日(木)の場合、受渡期日は「平成29年12月15日(金)」

発行価格等決定日が平成29年12月8日(金)の場合、受渡期日は「平成29年12月18日(月)」

となりますので、ご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国の各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 赤川町支店	大阪府大阪市旭区赤川二丁目5番13号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	3,600,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額をそれぞれ払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,500,000株	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	900,000株	
計		6,000,000株	

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
34,480,798,000	137,933,000	34,342,865,000

- (注) 1 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、一般募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。
- 2 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 3 払込金額の総額(発行価額の総額の合計額)は、平成29年11月17日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額34,342,865,000円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本第三者割当増資の手取概算額上限5,148,941,000円と合わせて、手取概算額合計上限39,491,806,000円について、全額を平成30年1月末までに、金融機関から借り入れた短期借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

なお、調達した資金は支出するまでの期間、当社の取引銀行の預金口座にて保管する予定であります。

また、当該短期借入金は、当社の本格的な米国進出を目的に、平成29年4月20日に売買契約を締結し、平成29年5月31日に1,050百万米ドルで買収完了した、米国でジェネリック事業を営むUpsher-Smith Laboratories, LLC(注)の持分取得のために調達したものであります。今回の資金調達により、当該持分取得に伴い増加した有利子負債の一部を削減することで、財務体質の健全性・柔軟性を高めることに寄与するものと考えております。

(注) Upsher-Smith Laboratories, LLCは、1919年に設立された、ジェネリック医薬品の研究開発、製造、販売を手掛ける米国の製薬企業であります。米国ジェネリック市場における主要企業の一角を担い、研究開発から生産、マーケティングまで安定した経営基盤を備えています。市場を熟知した目利き力を活かし、経口固形製剤を中心とした約30品目の製品及び30品目を超えるパイプライン製品を有しております。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	900,000株	5,394,599,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C日興証券株式会社

(注)1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案して行われる、一般募集の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.sawai.co.jp/ir/>)(新聞等)において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成29年11月17日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1	自 平成29年 12月11日(月) 至 平成29年 12月12日(火) (注)1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	S M B C日興証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国の各支店及び営業所		

(注)1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同日とします。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、900,000株を上限として、一般募集の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式(以下「借入株式」という。)の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、平成29年11月27日(月)開催の取締役会において、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当増資(本第三者割当増資)を行うことを決議しております。

S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成29年12月21日(木)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注))、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、S M B C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

S M B C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

S M B C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、S M B C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、S M B C日興証券株式会社は本第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成29年12月5日(火)の場合、「平成29年12月8日(金)から平成29年12月21日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成29年12月6日(水)の場合、「平成29年12月9日(土)から平成29年12月21日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成29年12月7日(木)の場合、「平成29年12月12日(火)から平成29年12月21日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成29年12月8日(金)の場合、「平成29年12月13日(水)から平成29年12月21日(木)までの間」

となります。

2 第三者割当増資について

前記「1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のS M B C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成29年11月27日(月)開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりです。

- (1) 募集株式の数は、当社普通株式900,000株とします。
- (2) 払込金額は、1株につき、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される一般募集における発行価額(払込金額)と同一とします。
- (3) 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- (4) 払込期日は、平成29年12月26日(火)とします。

3 ロックアップについて

一般募集に関し、当社株主である澤井弘行、澤井光郎及び澤井健造並びにサワケン株式会社は、S M B C日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はS M B C日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストックオプションに係る新株予約権の発行を除く。)を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、S M B C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

特に新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕<http://www.sawai.co.jp/ir/>）（以下「新聞等」という。）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 募集又は売出しの公表後における空売りについて

（1）金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間）において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（注1）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（注2）の決済を行うことはできません。

（2）金融商品取引業者等は、（1）に規定する投資家が行った空売り（注1）に係る有価証券の借入れ（注2）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

（注）1 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

2 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

・表紙の次に、以下の「会社概要」から「主な経営指標（連結）の推移」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

会社概要

沢井製薬株式会社の概要（平成29年3月31日現在）

創業／設立	昭和4年4月1日／昭和23年7月1日	
本社所在地	大阪市淀川区宮原5丁目2-30	
資本金	271億7,079万円	
代表者	代表取締役会長 澤井 弘行 代表取締役社長 澤井 光郎	 代表取締役会長 澤井 弘行
		 代表取締役社長 澤井 光郎
主な事業内容	医薬品の製造販売および輸出入	
連結従業員数	2,502名	

企業理念

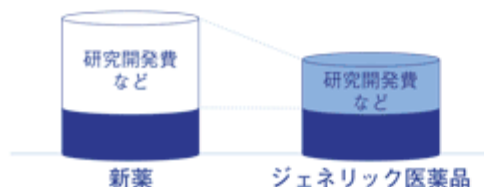
なによりも患者さんのために

- 「真心をこめた医薬品を通じ、人々の健やかな暮らしを実現する」
それが sawai の使命です。
- 「創造性を追求し、革新と協調により社会と共に成長する」
それが sawai の挑戦です。
- 「お役に立ちたいという心を持ち、なくてはならない存在になる」
それが sawai の願いです。

ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）と同じ有効成分を使い、品質、効き目、安全性が同等で、低価格な薬となっております。

欧米では一般名（generic name）で処方されることから、「ジェネリック医薬品」と言われています。



新薬と比べ研究開発費や開発期間が少ないため、新薬より低価格で提供が可能

ジェネリック医薬品の使用促進

sawai

政府主導によるジェネリック医薬品使用促進

急速な少子高齢化の進展や医療の高度化など、医療を取り巻く環境は大きく変化しており、医療保険財政の厳しさが続く中、日本では、国民医療費削減が大きな課題となっております。現在では、政府主導によりジェネリック医薬品の使用促進が掲げられております。

厚生労働省が掲げるジェネリック医薬品使用促進の意義

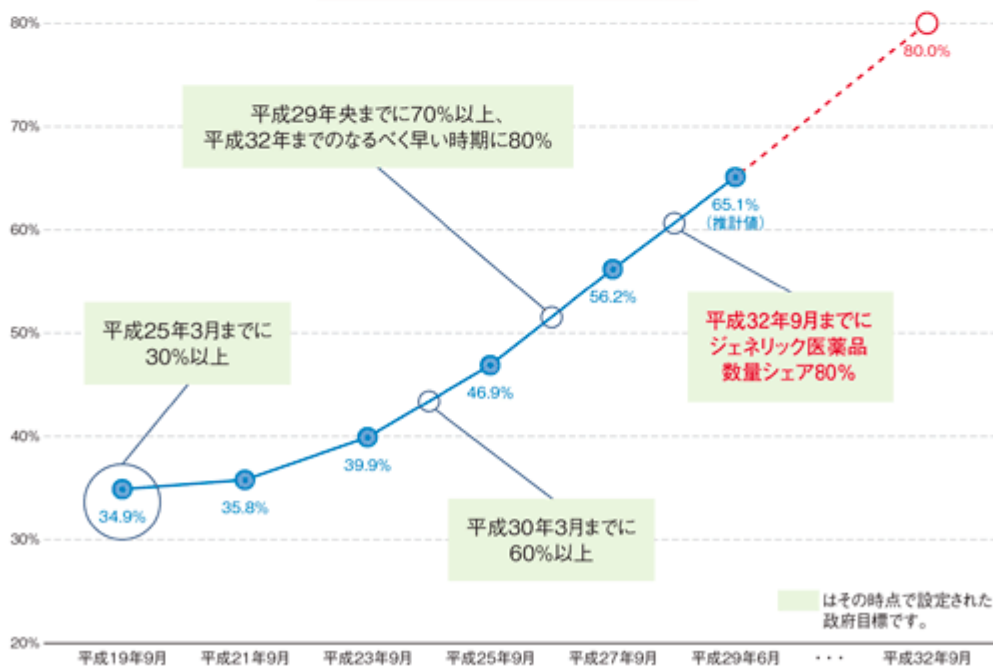
1. 患者さんの薬剤費の自己負担の軽減
2. 医療の質を落とすことなく、医療の効率化（医療費の削減）を図ること

（出所）厚生労働省

「経済財政運営と改革の基本方針2017」（骨太方針2017）

平成29年6月、骨太方針2017の閣議決定では「2020年（平成32年）9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する」ことが掲げられております。過去からの政府主導によるジェネリック医薬品使用促進策により、ジェネリック医薬品の需要は年々大きく伸長しております。

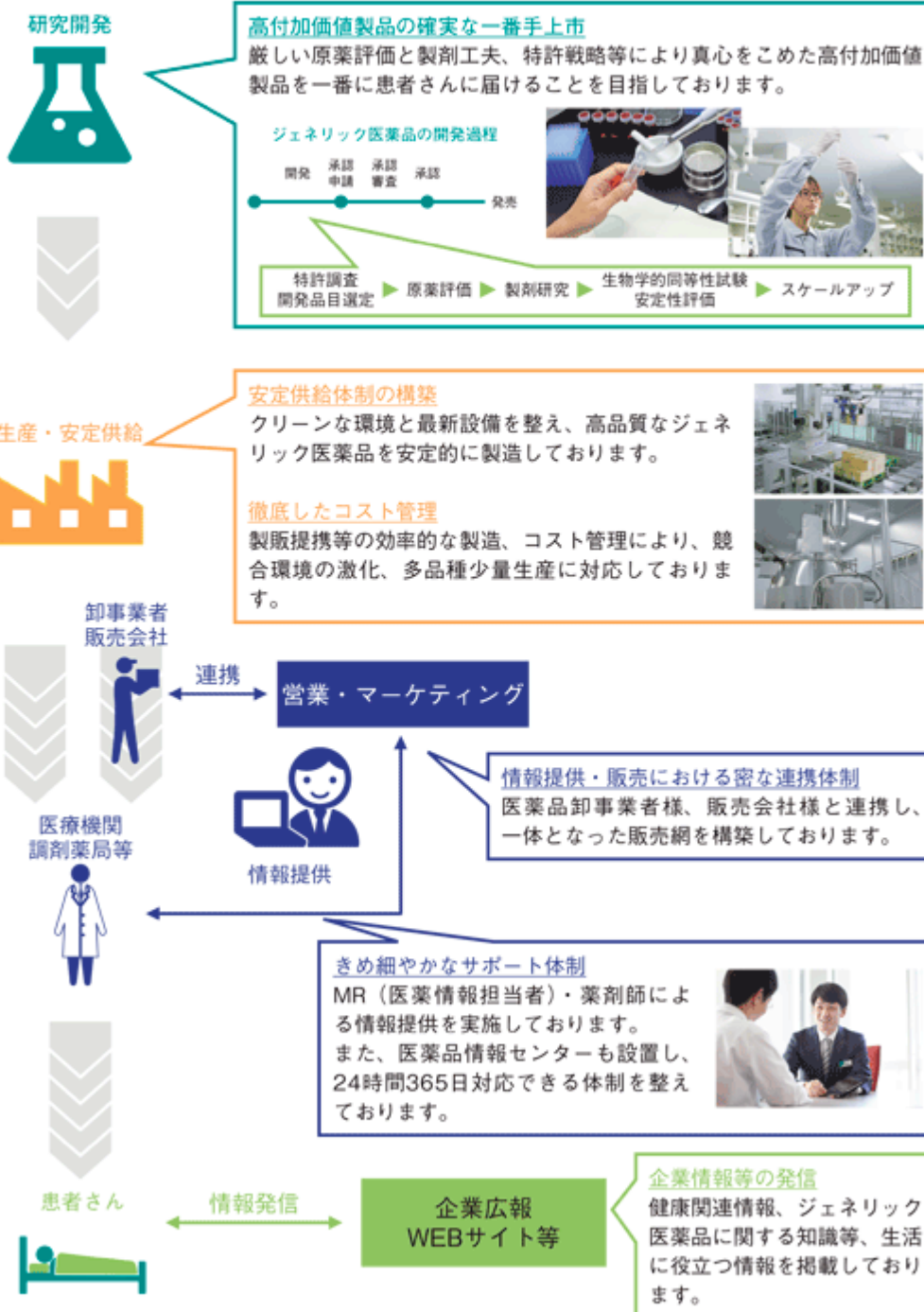
ジェネリック医薬品の数量シェア推移



事業内容

sawai

ジェネリック医薬品が患者さんのもとに届くまで（沢井製薬の役割）



沢井製薬の強み (1)

sawai

当社の企業価値の源泉は、ジェネリック医薬品メーカーにとって最も重要とされる要素「研究開発力・製剤技術力」、「安定供給」において、高いレベルを維持する経営ノウハウであると考えており、その他の強みも含め、それらがリンクした総合力こそが最大の強みです。

【強み1】 研究開発力・製剤技術力

優れた特許の調査・分析力に加え、患者さんが飲みやすい製剤を開発したり、他社と差別化が可能な製品を生み出すことができる高い製剤技術力があります。

これらを活かした製品により、価格競争に巻き込まれにくい事業展開が可能となっています。

医療アクセスの向上



新製品の発売

毎年2回の薬価収載を経て、新製品を発売しております。平成29年6月には、10成分27品目の新製品を発売。



平成29年6月発売 テルミサルタンOD錠「サワイ」
(胆汁排泄型持続性AT1受容体ブロッカー)

【強み2】 安定供給体制

全国7工場体制による年間約150億錠の生産能力を持ち、生命関連産業にとっての最重要事項である、高品質な医薬品の安定供給に対応しています。

沢井製薬の生産能力
年間約150億錠

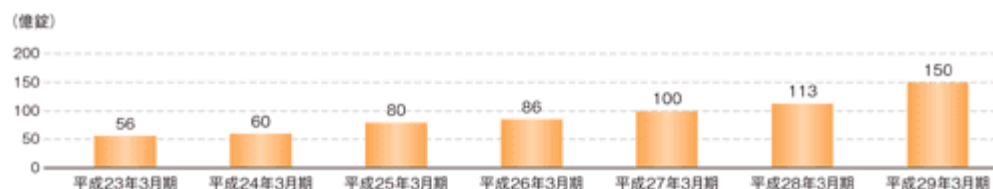
沢井製薬の生産人員数

2,010名

(平成29年3月31日時点、平均臨時雇用含む)



沢井製薬の生産能力の推移



沢井製薬の強み（2）

sawai

【強み3】 総合力

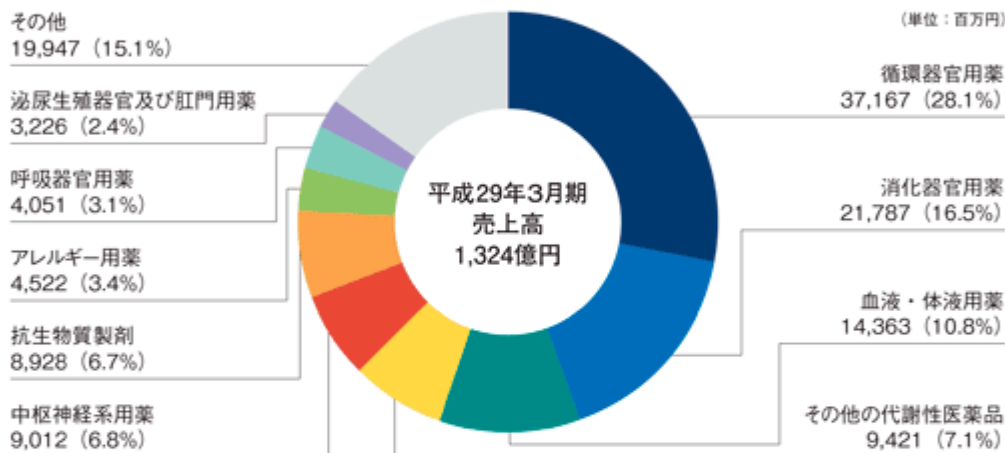
沢井製薬の取扱製品数

約700品目 (平成29年3月31日時点)

前頁記載の強みに加え、豊富な製品ラインナップ、卸・販売会社との強固な関係、当社のブランド力を活かした営業力、更には、今後の成長戦略を支える財務基盤も当社の強みであり、これらをリンクした総合力こそが当社の最大の強みです。



沢井製薬の主な薬効分類別売上



医療費節減への貢献

医療費節減のメカニズム

ジェネリック医薬品は、新薬の特許満了後に上市されるため研究開発費を抑えることが可能です。薬価が新薬に比べて低く設定されているため、新薬とジェネリック医薬品の薬価差額分が医療費の節減に貢献します。平成29年3月期に使用された当社ジェネリック医薬品の全てが新薬で使用されたと仮定した場合に比べると、約2,530億円の節減となります。

医療費節減額



約2,530億円節減

少子高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増大という社会的課題に対して、高品質・高付加価値かつ先発品に比べて低価格なジェネリック医薬品の製造・販売を通じて医療費増大の抑制に貢献しています。平成29年3月期は、薬価ベースで約2,530億円の医療費節減に寄与しました。

中期経営計画と海外事業展開

sawai

中期経営計画（M1 TRUST 2018）

政府のジェネリック医薬品の数量シェア目標が打ち出されたことを受けて、中期経営計画（修正版）「M1 TRUST 2018」では以下の3つを基本方針としております。

- ① ジェネリック市場におけるNo.1シェアの堅持
- ② ジェネリックシェア80%時代に対応した安定供給能力とコスト管理能力の強化
- ③ 更なる成長に向けた新規領域の事業基盤の構築

USL買収について

中期経営計画における「③ 更なる成長に向けた新規領域の事業基盤の構築」では、「海外事業の基盤構築に向けた取り組みの加速」を掲げております。当社は、海外事業の成長戦略を加速するため、平成29年5月末に米国でジェネリック事業を営むUpsher-Smith Laboratories, LLC（以下、USL）を1,050百万米ドルで買収し、子会社化しました。

USLは1919年に設立された、ジェネリック医薬品の研究開発、製造、販売を手掛ける米国の製薬企業であります。米国ジェネリック市場における主要企業の一角を担い、研究開発から生産、マーケティングまで安定した経営基盤を備えています。

市場を熟知した目利き力を活かし、経口固形製剤を中心とした約30品目の製品及び30品目を超えるバイライン製品を有しております。



左：当社代表取締役社長 澤井光郎
右：Rusty Field President & CEO (USL)



ミネソタ州メープルグローブ
(本社)



ミネソタ州プリマス
(工場)



コロラド州デンバー
(工場)

USLとの協働ビジョンと戦略

USL独自のバイライン製品に加え、当社米国向けバイライン製品を米国市場にて展開していきます。また、当社の知財戦略、製剤技術力とUSLが有する研究開発、製造、販売力を組み合わせることで両社のシナジーを発揮させ、北米事業の更なる成長、拡大を図ってまいります。

USLとの
協働ビジョン

Sawaiグループが
「世界から認知されるジェネリック医薬品企業」となる

米州住友商事へのSAWAI AMERICA持分の一部譲渡

平成29年11月13日にUSLの100%持分を保有するSAWAI AMERICAの一部持分を米州住友商事に譲渡する契約を締結しております。グローバル市場における知見とネットワークの豊富な住友商事グループのUSLの経営参画により、北米事業強化及びグローバル展開を加速してまいります。

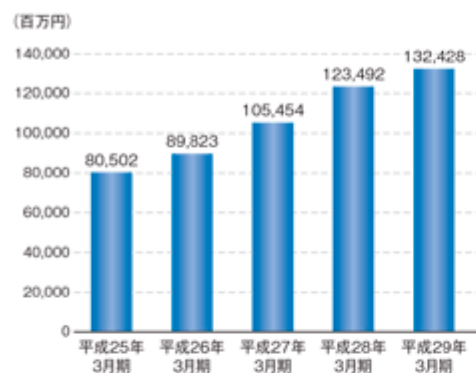
米国市場向けの承認申請

海外事業においては、「ピタバスタチン錠（HMG-CoA 還元酵素阻害剤）」で日本のジェネリック専業メーカーとして初のパラグラフⅣ[®]による医薬品簡略承認申請（ANDA）の承認を取得したほか、「ミラベグロン錠（選択的β3アドレナリン受容体作動性過活動膀胱治療剤）」と「フマル酸ジメチル錠（多発性硬化症治療剤）」が申請受理されるなど、海外事業基盤拡大に取り組んでいます。

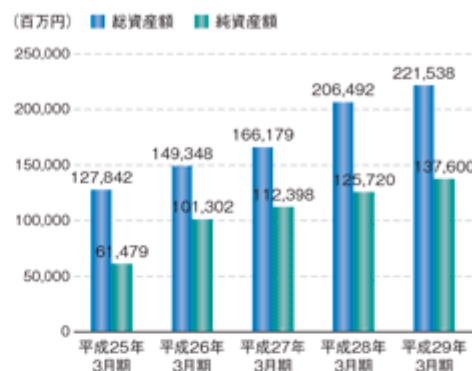
※パラグラフⅣ：ANDA申請時に添付する新薬に関連する特許についての見解を記載した宣言書の一つ。

主な経営指標（連結）の推移

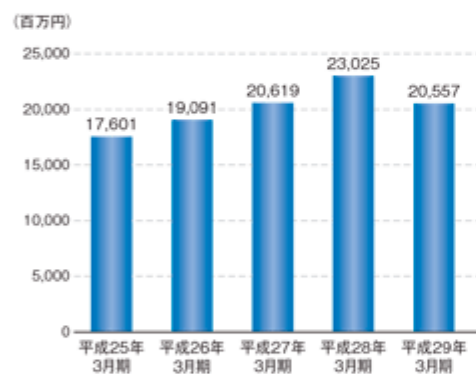
■ 売上高



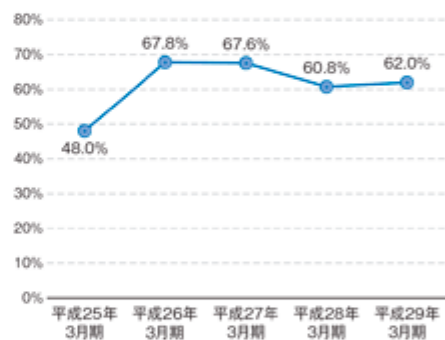
■ 総資産額・純資産額



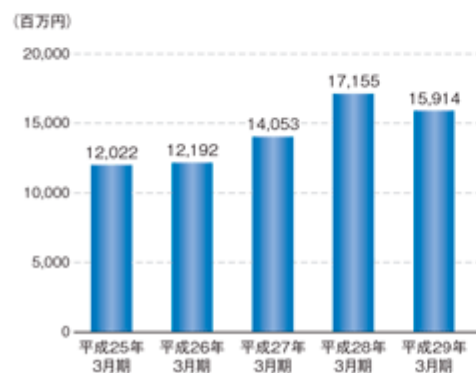
■ 経常利益



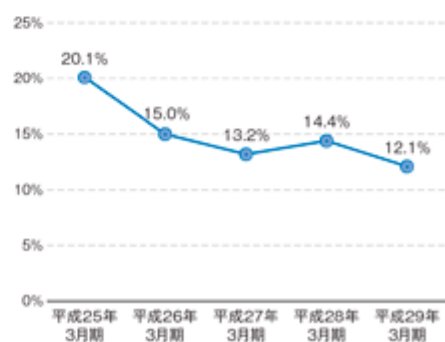
■ 自己資本比率



■ 親会社株主に帰属する当期純利益



■ 自己資本利益率 (ROE)

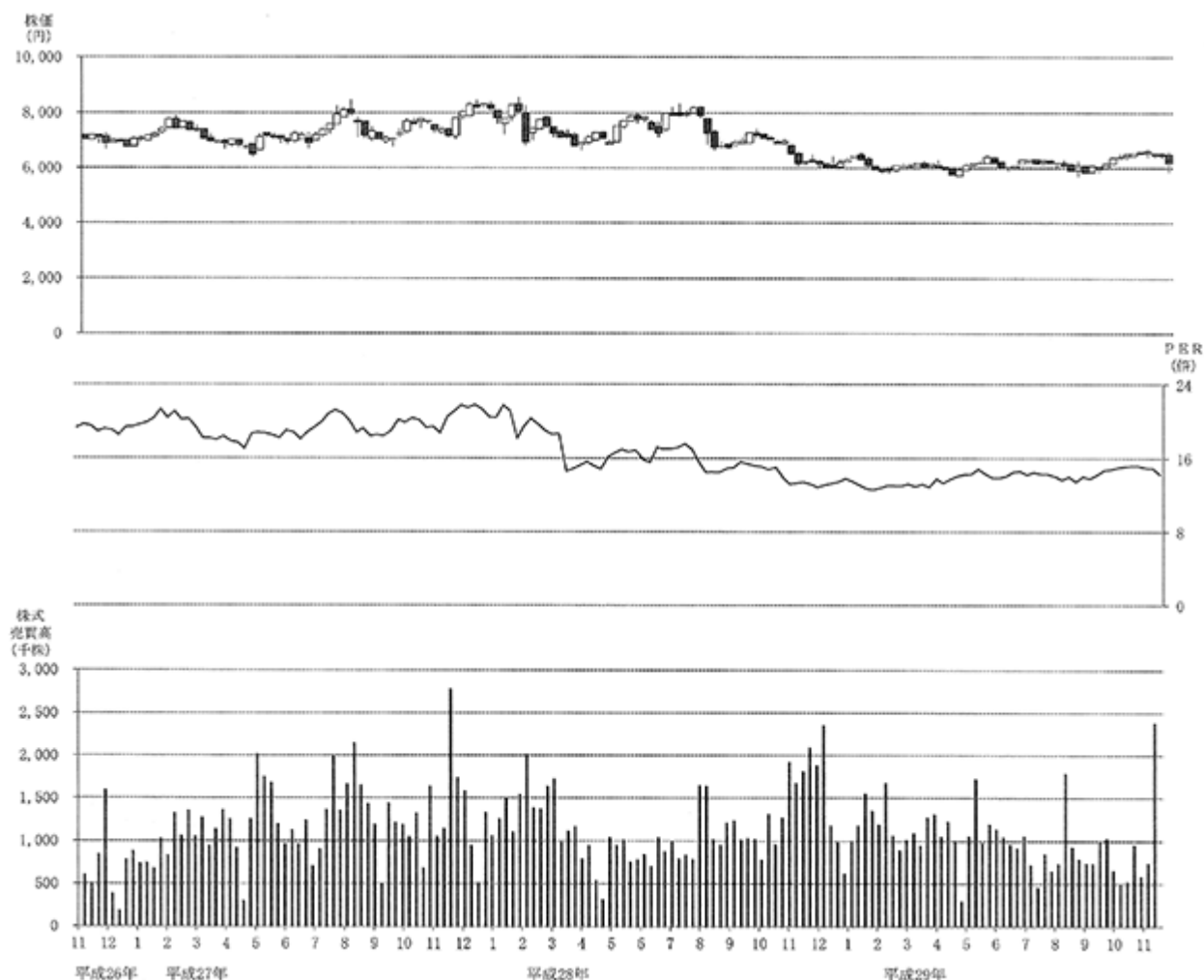


・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

(株価情報等)

1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成26年11月24日から平成29年11月17日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



- (注) 1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 2 P E R の算出は以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{ 株当たり当期純利益 (連結)}}$$

平成26年11月24日から平成27年3月31日については、平成26年3月期有価証券報告書の平成26年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成27年4月1日から平成28年3月31日については、平成27年3月期有価証券報告書の平成27年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成28年4月1日から平成29年3月31日については、平成28年3月期有価証券報告書の平成28年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成29年4月1日から平成29年11月17日については、平成29年3月期有価証券報告書の平成29年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成29年5月27日から平成29年11月17日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第69期（自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日） 平成29年 6 月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第70期第 1 四半期（自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 6 月30日） 平成29年 8 月14日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第70期第 2 四半期（自 平成29年 7 月 1 日 至 平成29年 9 月30日） 平成29年11月13日関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成29年11月27日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成29年 7 月 3 日に関東財務局長に提出

5 【訂正報告書】

訂正報告書（上記 1 の有価証券報告書の訂正報告書）を平成29年 7 月13日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類であります有価証券報告書、有価証券報告書の訂正報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成29年11月27日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。下記の「事業等のリスク」は当該有価証券報告書等に記載された内容を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については_____ 〆で示しております。

なお、有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されておりますが、下記の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、当該事項については本有価証券届出書提出日（平成29年11月27日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した当社グループ（当社及び連結子会社）の事業の概況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項として、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成29年11月27日)現在において当社グループが判断したものです。

(1) 「医薬品医療機器等法」等による規制

当社グループは「医薬品医療機器等法」等関連法規の規制を受けており、事業所所在の各都道府県の許可・登録・免許及び届出を必要としております。当社グループは、十分な法令遵守体制をとっておりますが、かかる医薬品製造販売業の許可等に関して法令違反があった場合には、監督官庁から業務停止、許可等の取り消し等が行われ、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(2) 薬価制度及び医療制度の変更

当社グループの主要製品、商品である医療用医薬品を販売するためには、国の定める薬価基準への収載が必要です。これまで、薬価については市場実勢価の調査が行われ、2年に1回の薬価改定により多数の品目の薬価が引き下げられてきました。しかし、増大する医療費の適正化を目的として薬価制度や医療保険制度の制度改革議論が行われており、制度変更の内容によっては、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(3) 知的財産に関する訴訟

当社グループは物質・用途・製法・結晶形・用法・用量・製剤に関する特許並びに意匠及び商標等の知的財産権に関し徹底した調査を行い、また、不正競争防止法も十分に考慮した製品開発を心掛けておりますが、当社グループが販売するジェネリック医薬品の先発医薬品には物質・用途特許の期間満了後も複数の製法・結晶形・用法・用量又は製剤に関する特許等が残っていることが多く、当該特許等に基づき訴訟を提起される場合があります。このような事態が生じた場合には、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

(4) 競合等の影響

当社グループは、販売した製品が度重なる薬価引き下げのため不採算となり、販売中止を余儀なくされることのないように、適正利益を確保した価格で販売するように努めておりますが、多数のメーカーがジェネリック医薬品市場に参入すると、厳しい競争の中で価格の低下を招きやすくなります。さらに、先発医薬品メーカーは、オーソライズドジェネリックの投入等の諸施策により、特許満了後の市場シェア低下への対応に努めており、その動向次第では当社が計画していた売上が確保されないことも想定され、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(5) 製品回収・販売中止

当社グループが販売するジェネリック医薬品の有効成分は、先発医薬品でその有効性と安全性が一定期間にわたって確認された使用実績に加え、再審査・再評価を受けたものであり、基本的には未知の重篤な副作用が発生するリスクは極めて小さいものです。しかしながら、万一予期せぬ新たな副作用の発生、製品への不純物混入といった事故が発生した場合には、製品回収・販売中止を余儀なくされるとともに当該事故等の内容によっては製造物責任を負う場合があり、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(6) 災害等による生産の停滞、遅延

当社グループは、福岡県、兵庫県、大阪府、千葉県及び茨城県に生産拠点を配置しておりますが、自然災害、技術上・規制上の問題等の発生により、生産拠点の操業が停止した場合には、当該生産拠点で製造する製品の供給が停止し経営成績に影響を与える可能性があります。

また、重要な原材料については、特定の取引先から供給を受けているものがありますので、災害等の要因によりその仕入れが停止し、その代替が困難である場合には、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

(7) グローバル事業展開等

当社グループは、従来から持続的な成長を目指し、海外展開、資本提携・企業買収等による新規事業展開の検討を図っており、事業採算性のほか関連法令・政治経済情勢を含め十分な調査に努めておりますが、当初の想定を超える予期せぬ事情変更や投資に見合う効果が得られない場合があり、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

(8) 企業買収等

当社は平成29年4月20日に、1,050百万米ドルの対価により、Upsher-Smith Laboratories, LLC(以下、「USL」という)の買収に合意し、5月31日に買収が完了しました。また、当社は平成29年11月13日に、USLの100%持分を保有する当社完全子会社SAWAI AMERICA INC.(以下、「SAI」という)の持分の20%をSumitomo Corporation of Americas(以下、「米州住友商事」という)に譲渡する持分譲渡契約を米州住友商事との間で締結し、平成30年3月末までに当該譲渡が完了する予定です(なお、SAIは、Limited Liability Companyの形態に移行した上で社名をSAWAI AMERICA, LLCに変更する予定です)。なお、USLの買収に伴い、平成30年3月期第2四半期連結貸借対照表において96,725百万円(注)ののれんを計上しております。米国のジェネリック医薬品市場において主要企業の一角を担うUSLの買収は、世界最大のジェネリック医薬品市場である米国市場における早期の基盤構築に大きく寄与するものと考えておりますが、USLの経営環境や事業の変化、統合の進捗遅延、デューデリジェンスにおいて判明しなかった事象等に起因して、同社買収において期待されていた効果が得られない場合、のれんの減損処理を行う必要が生じるなど、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

(注) 取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

(9) 情報管理

当社グループは、社内外の個人情報・営業秘密その他多くの重要な情報を保有しております。社内規程を整備し、ITセキュリティ対策を実施するほか、情報セキュリティ委員会を設置して教育・啓発を実施する等、情報管理の徹底に努めていますが、システム障害や事故等により漏洩、改ざん、喪失等が発生した場合には、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(10) その他

上記のほか、金融市況・為替変動によるリスク、コンプライアンスを含むコーポレート・ガバナンスに関するリスク、環境問題に関するリスク等様々なリスクがあり、ここに記載のリスクが当社グループにおけるすべてのリスクではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

沢井製薬株式会社 本店
（大阪市淀川区宮原五丁目2番30号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。